



Press Release

2008年5月12日

アクサ フィナンシャル生命保険株式会社

アクサ フィナンシャル生命、鳥取銀行を通じて 投資型年金保険『黄金世代』を販売開始

アクサ フィナンシャル生命保険株式会社(本社:東京都新宿区、代表取締役社長:藤田 哲也、以下「アクサ フィナンシャル生命」)は、株式会社鳥取銀行(本店:鳥取県鳥取市、取締役頭取:稲垣 滋)を通じて2008年5月15日より投資型年金保険「黄金世代」[正式名称:変額個人年金保険(07)終身 D3 型]の販売を開始します。

「黄金世代」は年金支払期間中も特別勘定で運用しながら、一生涯にわたって年金をお受け取りいただける投資型年金保険で、積立期間は1年から設定可能にするなど、お客様の利便性向上を目指した商品設計となっています。また、積立期間中は最長10年まで運用実績にかかわらず受取総額保証金額(*)が基本保険金額に対して毎年2%増加するほか、年金支払開始後も特別勘定の運用実績に応じて、毎年1回、受取総額保証金額が増加するチャンスがあるなど、年金額が増える機能にも富んだ特徴を有しています。

<黄金世代の主な特徴>

①運用しながら一生涯年金受け取りが可能

年金支払期間中も特別勘定で運用しながら、一生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。

②受取総額保証金額(*)は元本を保証

年金受取の累計額と、被保険者がお亡くなりになったときの死亡一時金の合計額が基本保険金額(一時払保険料)を下回ることはありません。

③運用が好調な場合、受取総額保証金額(*)が増えるチャンスも

積立期間中は、最長10年まで運用実績にかかわらず受取総額保証金額(*)が基本保険金額に対して毎年2%(単利)確実に増加するほか、運用実績に応じて毎年1回受取総額保証金額が増加するチャンスがあります。また年金支払開始中も、運用実績によっては年金額が増加するチャンスがあります。

④最短1年後から年金受取可能

積立期間は1~35年の年単位で設定可能で、ご契約後にも変更できます。また年金額は、積立期間によって受取総額保証金額の3.0%、3.5%、4.0%のいずれかとなります。

(*)受取総額保証金額とは

- 年金額の算出の基準となる金額です。
 - 年金支払開始日以後における既払年金累計金額と被保険者がお亡くなりになった場合の死亡一時金額の合計金額の最低保証金額のことをいいます。
 - 受取総額保証金額は、下記のうち最も大きい金額となります。
1. 年金支払開始日におけるロールアップ保証金額
 2. 年金支払開始日の直前の契約応当日におけるラチェット保証金額
 3. 年金支払開始日前日における積立金額

<取扱基準>

被保険者のご契約年齢	55歳～75歳
基本保険金額 (一時払保険料)	最低 200 万円 / 最高 5 億円 / 1 万円単位
保険料払込方法	一時払
告知	職業告知のみ(医師による診査は不要)
責任開始日	「被保険者告知日」または「アクサ フィナンシャル生命が保険料を領収した日」のいずれか遅い日
契約日	責任開始日
特別勘定繰入日	「アクサ フィナンシャル生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日」または「契約日からその日を含めて 8 日目(その日が休業日にあたる場合には翌営業日)」のいずれか遅い日
クーリング・オフ制度	ご契約の申込日または一時払保険料充当金がアクサ フィナンシャル生命の口座に着金した日のいずれか遅い日から、その日を含めて 8 日以内であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、お申し込みいただいた金額を全額お返しします。
積立期間	1 年～35 年(年単位)
年金支払開始年齢	56 歳～90 歳
年金受取人	ご契約者または被保険者
年金の種類	特別勘定終身年金
年金支払期間	終身
年金額	最低 15,000 円 / 最高 3,000 万円

アクサ フィナンシャル生命について

アクサ フィナンシャル生命は、世界最大級の保険・金融グループ AXA のメンバーカンパニーです。1986 年の創立以来、生命保険を万が一の場合の保障目的だけでなく、積極的な資産形成に役立てていただくことを提案しており、お客さまのプランにあわせた最適なアドバイスを提供しています。保険料等収入は 931 億円(2006 年度:2006 年 4 月-2007 年 3 月)、総資産は 3,674 億円(2007 年 3 月末)。従業員数は 866 人(うち内勤社員 271 人・営業社員 595 人。2007 年 3 月 31 日現在)。ホームページ・アドレス: <http://www.axa-financial.co.jp>

～本件に関するお問い合わせ先～

アクサ フィナンシャル生命保険株式会社
コーポレートプランニング & セクレタリー & 広報部

電話:03-6911-9124

<ご注意いただきたい事項 ~ 必ずお読みください! >

▶変額個人年金保険の投資リスクについて

- この保険は、積立金額および年金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動（増減）するしくみの変額個人年金保険です。
- 特別勘定資産の運用は、投資信託を利用して国内外の株式・公社債などで行っており、株式および公社債等の価格変動と為替変動などにもなる投資リスクがあります。
- 特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、このリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。
- 運用実績によっては、ご契約を解約した場合の解約払戻金額などが一時払保険料を下回る場合があります。

▶諸費用について

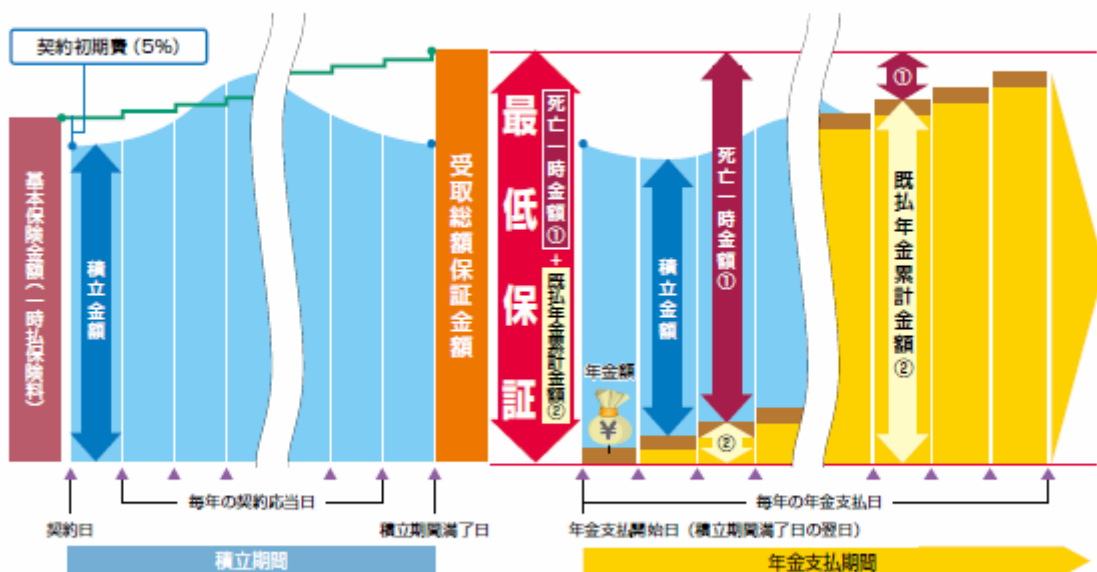
- 積立期間中および年金支払期間中
契約初期費：一時払保険料に対して **5.0%**
保険関係費：特別勘定の積立金額に対して **年率 2.55%**
運用関係費：投資信託の純資産額に対して **年率 0.2625%**程度（**税抜 0.25%**程度）*1
 - 一般勘定年金支払期間中（一般勘定で運用する年金に変更された場合）
年金管理費：年金額に対して **1.0%** *2
- *1 運用手法の変更・運用資産総額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。
*2 将来変更される可能性があります。

▶受取総額保証金額について

- 受取総額保証金額は、年金支払開始日以後に年金受取人に特別勘定終身年金でお受け取りいただくことを前提とした保証金額であり、積立期間中にご契約を解約する場合もしくは年金支払期間中に年金を一括でお受け取りいただく場合には保証されておりません。
- 受取総額保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。

受取総額保証金額について

●年金支払開始日以後における「既払年金累計金額」と、被保険者がお亡くなりになった場合の「死亡一時金額」の合計金額の最低保証金額のことをいいます



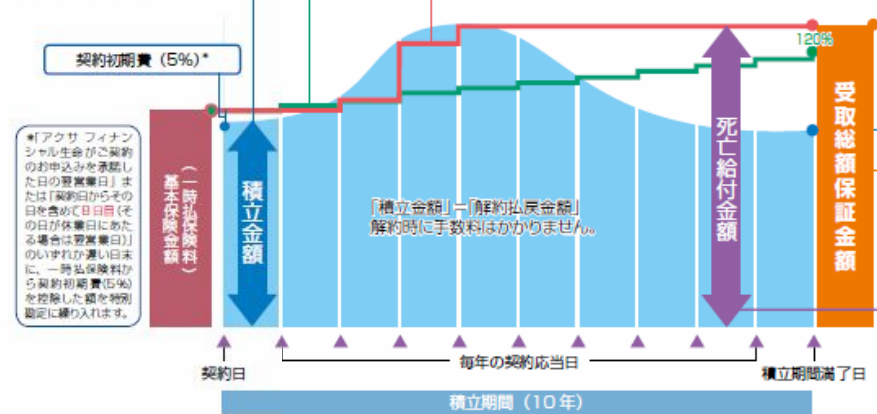
△被保険者死亡日において、既払年金累計金額が受取総額保証金額をこえ、かつ積立金額がない場合には、死亡一時金額のお支払いはありません。

商品のしくみ ~ 受取総額保証金額をもとに運用しながら一生涯年金を受け取れます。

● 積立期間は最短 1 年から最長 35 年まで自由に設定できます

<p>積立金額</p> <p>特別勘定で運用されている金額をいいます。運用実績に応じて日々変動(増減)します。</p>	<p>ロールアップ保証金額</p> <p>運用実績にかかわらず、最長 10 年まで毎年の契約当日に基本保険金額(一時払保険料)に対して年 2% (単利) で増加していきます。</p>	<p>ラチェット保証金額</p> <p>毎年の契約当日に、契約当日前日における積立金額とそれまでに確定している金額を比較し、いずれか大きい金額を適用します。</p>
--	--	---

イメージ図
(積立期間が10年の場合)



※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額、年金額等を保証・予測するものではありません。

死亡給付金額

積立期間中に被保険者がお亡くなりの場合には、死亡給付金額として以下のうち最も大きい金額をお支払いします。

被保険者死亡日における 積立金額	被保険者死亡日における ロールアップ保証金額	被保険者死亡日における ラチェット保証金額
---------------------	---------------------------	--------------------------

受取総額保証金額

年金額算出の基準となる受取総額保証金額は、以下のうち最も大きい金額となります。

年金支払開始日前日における 積立金額	年金支払開始日における ロールアップ保証金額	年金支払開始日の前日の契約当日における ラチェット保証金額
-----------------------	---------------------------	----------------------------------

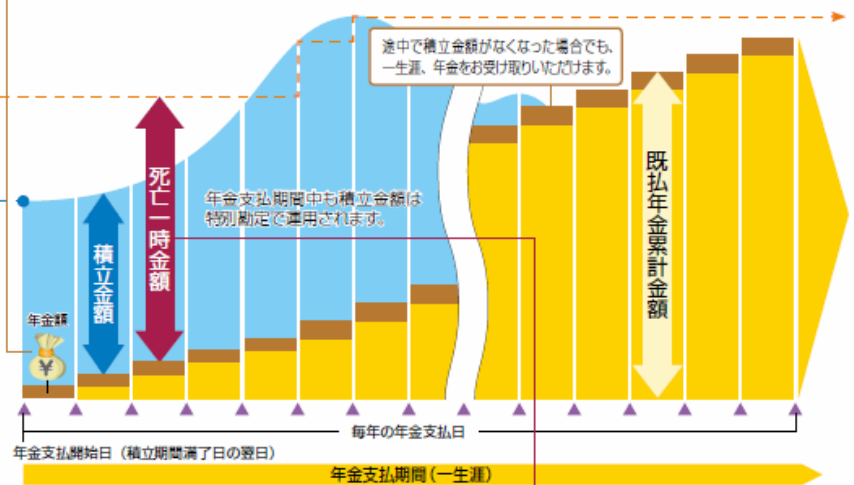
● 年金支払期間は一生涯となります

特別勘定終身年金

運用しながら一生涯年金受取。途中で年金額が増えるチャンスもあります。

● 年金額 = 受取総額保証金額 × 算出率

積立期間	1~2年	3~4年	5年以上
算出率	3.0%	3.5%	4.0%



※年金をお支払いする際には、積立金額から年金額を控除します。

死亡一時金額

年金支払期間中に被保険者がお亡くなりの場合には、死亡一時金額をお支払いします。死亡一時金額と既払年金累計金額の合計額は受取総額保証金額が最低保証されており、死亡一時金額は以下のいずれか大きい金額となります。

被保険者死亡日における 積立金額	被保険者死亡日における 受取総額保証金額 - 既払年金累計金額
---------------------	------------------------------------

△被保険者死亡日において、既払年金累計金額が受取総額保証金額をこえ、かつ積立金額がない場合には、死亡一時金額のお支払いはありません。